

にじいろ保育園佐倉 一時預かり重要事項説明書

一時預かり保育の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主

事業者の名称	ライクキッズ株式会社
事業者の所在地	東京都渋谷区道玄坂1-12-1
事業者の電話番号	03-6431-9794
代表者氏名	代表取締役 岡本 泰彦

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	にじいろ保育園佐倉					
所在地	千葉県佐倉市白銀1-24-5					
電話番号	043-309-7526					
施設長氏名	平野 園子					
開設年月日	平成20年4月1日					
利用定員 (年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9人	10人	10人	10人	10人	11人
取扱う保育事業	延長保育・一時保育					

3 施設・設備の概要

敷地面積		2,214.52m ²	
園舎	構造	鉄骨造1階建て	
	延床面積	496.86m ²	
施設設備の 数と面積	乳児室	1室	52.63m ²
	ほふく室	1室	52.83m ²
	保育室	3室	113.08m ²
	遊戯室	1室	31.46m ²
	調理室	1室	21.16m ²
	医務室	1室	27.55m ²
	事務室		
屋外遊戯場 (園庭)		395.00m ²	

4 施設の目的、運営方針

「にじいろ保育園」の保育は、保護者や地域の皆さまと子育ての楽しさを分かち合いながら、陽だまりのようなあたたかい空間（いえ）で、子どもたちがのびやかに生きていく力を育てていきます。

晴れた日には散歩に出かけて草木や石、虫や魚などとふれあう時間を楽しみ、自然のかかわりの中から、生命の大切さや自分で考える力、他人をおもいやる心など、人として大切な感性や心を養っていきます。

こども理念

のびやかに育て だいちの芽

保育方針

みとめ愛・みつめ愛・ひびき愛

信頼・安定・共感

めざす保育園像

- 陽だまりのような保育園
- 地域と共に育つ保育園
- 子どもと共に輝いていける保育園

保育目標

めざす子どもの姿

■自然を愛し、心身ともに健やかな子ども

*歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を通して、からだを動かす楽しさを知った子ども。

*自然と親しみ、情緒豊かな心・知的興味や関心を育て、思考力、認識力を培い、科学的に観察する力を持った子ども。

■自分で考え行動し、意欲と根気のある子ども

*意欲・想像を掻き立てられる環境の中で子ども自らが主体的に行動し「やってみたい」と思える子ども。

*様々な遊びや実体験を通じ想像力を養いながら、正しいと思うことが分かり自分で行動する力や困難にも立ち向かい簡単にあきらめない心をもった子ども。

■「仲間」と関わり、人を思いやれる子ども

*相手の人権を尊重し、思いやりのある子ども。

*やさしく愛され見守られる中で、人を愛したり、やさしくすることに喜びを持てる子ども。

■自己を表現できる子ども

*さまざまな生活の場面で、自分の思いを「自分らしく」表現できる子ども。

*豊かな体験を通して物を見たり・感じたり・考えたりし、喜びや驚きを伝えられる子ども。

5 職員体制

職種	員数	職務内容
施設長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	12人以上	保育業務
調理員（栄養士除く）	1人以上	給食調理
看護師	0人	-
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
事務員	1人	保育園運営の事務
嘱託医	2人	内科医及び歯科医との嘱託医契約

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 一時預かり事業について

佐倉市に在住の就学前のお子さまで、日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労、育児疲れ等により、家庭での保育が断続的または一時的に困難となる場合に、保育園でお子様をお預かりする事業です。

7 対象となるお子さま

- ・佐倉市在住の心身ともに健康な満6か月～就学前までのお子さま（里帰りの利用案件を満たす場合に限り市外からの利用も可）
- ・原則として保育園・幼稚園に在籍していないお子さま。（幼稚園については開所日数、預かり保育の提供にもよる）

8 事業の種類

定期利用と不定期利用の併用、複数施設の併用が可能です。
（1施設につきつき15日以内）

《定期利用》

要件：就労、介護、就学等により家庭での保育が断続的に困難となる場合
※証明書類の提出が必要

日数：週3日以内

期間：利用開始月から最長1年間の予約が可能

《不定期利用》

要件：育児に伴う心理的・身体的負担の軽減、求職活動、保護者の疾病、入院、不妊治療、出産、冠婚葬祭など、家庭での保育が一時的に困難となる場合
※利用理由の申出は任意

日数：月15日以内

期間：申請日を含めて最長2ヶ月の予約が可能

〈市外からの利用要件〉

- ・里帰りでの出産・介護・療養等により居住地での保育が一時的に困難となった場合
※証明書類の提出が必要
- ・利用可能期間については、保育が困難であることが証明できる期間に限ります。

9 一時預かり開所日（保育園開所日に準ずる）

開所日	月曜日から金曜日
休所日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

10 一時預かり保育時間

月曜日から金曜日	9:00～17:00
----------	------------

☆予約は1時間単位での予約が可能（○例：10:00～14:00）

10分、30分など、分単位での予約は不可（×例：9:30～13:30）

☆受け入れ人数に定員があり、保育体制が整わない等の理由により、お断りすることもあります。

☆初回利用はお子さまの負担を考慮し短時間（4時間以内）での利用をお勧めしています。

また、お子さまが過ごす際に、水分や食事の摂取が難しい場合につきましても、お子さまを安全にお預かりするため、短時間（4時間以内）での利用をお願いします。

11 利用料金

保育料	給食費		
	午前おやつ	昼食	午後おやつ
1時間当たり			
300円 (年齢問わず)	50円	150円	100円
	ミルクのみ 200円		

12 利用料金の支払い・減免

(1) 利用料金の支払いについて

*利用終了時（お迎え時）の支払い

お迎えに来た際、保育室にお子さまをお迎えに行く前に、事務所にてお支払いください。

支払方法：現金/PayPay/auPay/d払い 等 ご相談ください。

※お預かり後、体調不良や家庭の事情等で申請時間に満たない利用となっても、申請通りの保育料が発生しますのでご了承ください。

給食費につきましては、園からお迎え要請をした場合のみ、提供していない分についての支払いは免除とします。その兄弟児につきましても、同様の対応とします。

※利用料金の支払いの際、必ず一緒に領収書の金額をご確認くださいようお願いいたします。

(2) 利用料金の減免について

・生活保護世帯は、申請時に「一時預かり利用減免申請書」と「生活保護であること分かる書類の写し」の提出が必要となります。

※詳細は一時預かり担当または事務所へお願いいたします。

13 利用申請・キャンセル

- ・受付は前月1日に開始（土日祝日の場合はその月の初めの平日）

受付時間：13:00～

受付方法：電話での先着順受付

※前月初日以降の予約は随時受付

申請書の提出：利用日4日前までに申請書の提出と事前面接が必要です。

- ・キャンセルは4日前までであれば1回の利用カウントとはなりません。
4日前を過ぎてのキャンセルについては1回利用にカウントとなります。
書類の提出は必要ありません。
- ・利用内容の変更をする場合には、原則として変更が生じる4日前までに申し出てください、変更可能な場合のみ「一時預かり利用日変更届」を提出ください。

14 幼児教育無償化について（利用する前に資への申請が必要です）

- ・幼稚園、認可保育園、認定こども園等を利用していない3～5歳児クラスのお子さま（又は住民税非課税世帯の3歳未満のお子さま）が、保育の必要性の認定を受けた場合、一時預かり事業の保育料も無償化の対象となります。
- ・無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定申請書」「就労証明書」等を市に提出し、利用開始前までに無償化の認定を受けることが必要です。

《認定要件》

- ・月13日以上かつ1日4時間以上の就労
- ・出産、疾病（入院や通院加療、心身障害等）
- ・病気や障害等を持つ親族の看護・介護、求職活動
- ・就学（学校教育法に規定された学校や職業訓練校に在学）等

【提出先】

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所2号館1階こども保育課

TEL043-484-6245

15 一時預かり 保育内容

0.1.2歳児	時間	3歳以上児
申請時間からの登園 視診 朝のおやつ	9:00～	申請時間からの登園 視診
遊び 主活動		遊び 主活動
給食	11:00	
	11:30	給食
お昼寝	12:00	
	12:30	お昼寝
午後のおやつ	15:00	午後のおやつ
自由遊び		自由遊び
申請時間までの利用 降園	～17:00	申請時間までの利用 降園

※活動の時間は年齢・季節や天候等によって変動します。

16 給食等について

一時預かりでの給食提供の際には、未食食材の提供がないように、ご家庭と園とで食材の確認をさせていただきます。

家庭で食べた食品から（問題ないと確認後）の給食の提供となりますので献立表の事前チェックを必ず行い、「一時預かり食材承諾書」への記入をお願いします。

給食・おやつ	毎月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギーへの対応	アレルギーのお子さまはご家庭よりお弁当をご持参ください。 ※持参する際の注意点につきましてはべついをご確認ください。
衛生管理	集団給食施設届を保健所へ提出しています。
	調理員及び保育士は毎月細菌検査を行なっています。

17 保護者に用意していただくもの

(すべての持ち物に必ず、名前を記入してください)

品名	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児
紙おむつ	6	6	6	★3
おしりふき(おしりナップ)	1パック	1パック	1パック	★1
ビニール袋	1箱	1箱	1箱	-
レジ袋等(汚れ物入)	-	-	-	2
エコパック(汚れ物入)	1	1	1	-
パンツ	-	-	③	3
肌着	3	3	3	3
着替え	3	3	3	3
ガーゼハンカチ(10ヶ月まで)	3～4	-	-	-
口拭きタオル(6ヶ月～)	3	3	3	1 (3歳児のみ)
食事用エプロン	3	3	2	-
よだれかけ	★5	★5	-	-
哺乳瓶	★1	-	-	-
コップ	1	1	1	1
歯ブラシ	-	-	①	1
布団	1	1	1	1
バスタオル(季節に応じて)	★2	①	①	①
ベビー毛布(季節に応じて)	①	①	①	①
リュック	-	-	-	①
水筒	-	-	-	①
ジップロック	-	-	-	①

※★は必要に応じてお持ちください。○は園からの指示があつてからお持ちください。

□はクラス吸収の場合、お持ちください。

※布団、バスタオル等は週の最後の日を持ち帰り、また次の利用日にお持ちください。

※フード付の洋服は危険を伴いますので避けていただきますようお願いいたします。

※季節、年齢に応じた洋服を着用してください。

※その他持ち物に変更がある場合は、その都度保育園よりお知らせします。

18 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①申請時間より登園が遅れる場合（15分以上）は保育園に連絡をお願いします。
- ②門扉は防犯上常時施錠しています。門扉脇のインターホンを押し、お名前をおっしゃってください。モニターで確認後、開錠します。
(セキュリティシステムが作動し、24時間警備しています。)
- ③健康状態等で気になることを保育士にお伝えください。
- ④朝の検温で37.5℃以上ある場合はお預かりできません。急な発熱の際は、連絡をさせていただきますので連絡先を明確にお願いいたします。
- ⑤利用前であれば時間の変更は可能です。利用開始後の体調不良等で急なお迎えとなっても申請通りの料金（保育料）となります。
- ⑥食べ物やおもちゃ、お金は持ちこまないようお願いします。
- ⑦ご利用時間になりましたら、お子様をお預かりします。お時間になるまでお待ちください。
- ⑧駐車場は使用ルールをお守り下さい。（別紙参照）

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①保護者以外の方がお迎えにいらっしゃる場合は、事前にご連絡をお願いします。
- ②お迎えは利用時間内に、時間厳守でお願いします。
- ③事務所でその日の料金の支払いを済ませてから、お部屋にお迎えに来てください。
- ④お子様と一緒に保育士と「さようなら」の挨拶をしてお帰りください。玄関を出るときは、先にお子様だけ出さないようにしてください。

(3) 留意点

- ①利用をキャンセルするときは、早めにご連絡ください。
- ②具合が悪くキャンセルをする場合には、お子様の状態をお知らせください。
(高熱・発しんがある・下痢をしている等)
特に感染症の診断が出た場合には、必ず園にもお知らせいただき、次回のご利用日程により「登園届」「療養報告書」の記入をお願いします。
- ③登降園の時間・送迎の方が変わるときには、必ずお知らせください。
- ④住所や連絡先等の変更があるときは必ずお知らせください。

19 保育園との連携について

*保育園での様子

乳時期は、食事・睡眠等の家庭での生活を把握し、ご家庭と連携を図りながら保育をすることが大切です。

連絡帳を活用し、ご家庭での様子や食事、今朝の体温などを記入してください。

園でのお子さまの様子については、連絡帳やお迎え時に様子をお伝えします。

利用時間によっては連絡帳の記入が難しいこともありますことをご了承ください。

20 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

【健康診断】

定期利用の児童を対象として、年に2回、各自で病院を受診して下さい。
歯科健診については、年に1回、受診をお願いします。
(嘱託医ににじいろ保育園に通っている)ことを伝えて実施してください)

【身体計測】

定期利用の児童を対象として、毎月1回、身長・体重の計測を行います。
結果については保護者の方にお伝えします。また、お子様の日頃の様子で心配なことが
ありましたら保育園にご相談ください。

(2) 健康管理、病気のときの対応

【保健衛生について】

～こんなときはお知らせください～

※朝起きていつもと違うとき

- ・食事を食べたがらない・熱っぽい・咳がでる・ゴロゴロしている
- ・その他気になる症状が見られるとき

～こんなときはお知らせします～

- ・熱が出たとき(平熱より1℃以上または37.5℃以上を目安にご連絡します)
- ・ひどい下痢や嘔吐がある
- ・けがをした

※症状によってはお迎えをお願いすることがあります。

～こんなときはお休みください～

- ・熱があるとき(平熱より1℃以上)・下痢、嘔吐が続いているとき
- ・感染症(うつる病気)にかかったとき(別表「感染症について」参照)

※感染症にかかった時は園にもお知らせください。

～日頃からご点検ください～

・つめについて

つめが伸びていると、ばい菌が溜まったり、皮膚を掻き傷つけたり、虫さされ
からとびひになる原因となります。また、お友だちに思わぬ怪我をさせる
こともあります。ご家庭でも気をつけ、こまめにつめ切りをしてください。

・頭髮について

飾りのあるゴムは、転倒時にけがの原因にもなりますのでお控えください。
また、アタマジラミ症の流行を防ぐために定期的に頭部のチェックをさせて
いただく場合もあります。ご家庭においてもチェックをお願いします。
疑いや発生に気づきましたら必ず受診し保育園へご連絡くださいますようお願い
します。

～その他～

- ・具合が悪くなった場合は連絡をします。なるべく早めのお迎えをお願いします。
- ・身体の清潔に気を配りましょう。
- ・早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ・朝食を食べ、排便を済ませてから登園しましょう。
- ・薄着の習慣をつけましょう。(乳幼児は動きがとても活発です。身体に合わない服装やぶかぶかの靴は動きを妨げ、けがの原因になります。)

【与薬について】

○原則として通常保育での与薬はできません

与薬は医療行為とも考えられますので原則として与薬はできません。但し、事情によりやむを得ない場合はご相談ください。

※抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に与薬することが必要であると医師が判断する薬に限り保育園での与薬をすることができます。

※一時預かり保育では、お子さまが慣れないことで拒否する等、状況によっては与薬ができない場合があります。

○解熱剤は経口薬、座薬に拘わらず与薬できません。

(おおむね37.5℃以上になりましたらご連絡しますのでお迎えにいらしてください。)

○喘息の吸入はできません。

21 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における間接燃焼対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

『感染症』とは、病原微生物が人の体内に侵入して、増殖し、それによって人に有害な影響を及ぼすか、又は人の生態の防御反応が起こり、人に対して好ましくない反応を引き起こされた状態、すなわち発症した状態を指します。

学校保健法では伝染病の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、保育園においてもこれを準用することになっています。

感染症が発生したときは、保護者の皆様へ発生状況を速やかに知らせ、感染症の拡大防止と予防に努めています。お子様が感染症にかかった場合は、速やかに保育園にお知らせください。

【医師が意見書を記入することが考えられる感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後から4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

※登園許可証（医師記入）・登園届（保護者記入）の用紙は園に用意してあります。

（佐倉市登園許可証明書を利用しており、子育て支援課のホームページより証明書のダウンロードもできます。）

※新型コロナウイルス感染症については、国のガイドラインをご参照ください。

【予防接種について】

予防接種は様々な感染症を予防し、罹っても軽くすむことを目的としています。保育園は集団の場ですので主治医と相談しながらできるだけ接種するようにお願い致します。

受けられた接種の種類・年月日を園にお知らせください。

予防接種後の登園は30分経過観察の上、医師の判断によりお預かりいたします。

登園後、体調の変化等ありましたらご連絡をさせていただきます。

【嘔吐・下痢・血液にて汚れた衣類について】

近年はノロウイルスやロタウイルス等の集団感染の拡大が懸念されています。感染症が考えられる嘔吐・下痢にて衣類が汚れてしまったとき、園にて消毒・洗濯等をした場合、ウイルスによる感染拡大の危険性が考えられるため、汚れたままビニールに入れて、お持ち帰り頂きます。予めご了承、ご協力をお願いします。

～理由～

1. 汚れた衣類を迅速にビニール袋に入れ処理をすることにより、空気感染を最小限にする。
2. 汚れた衣類を扱うことで、保育士及び園児への感染の拡大の危険がある。
3. 消毒のため次亜塩素酸ナトリウム液に衣類をつけると衣類が脱色してしまい、着用できなくなる可能性が高い。
4. 園内では熱湯による消毒が不可能。

～自宅での衣類の処理・洗濯方法～

- ①衣類をビニール袋に入れ、周囲を汚さないようにする。
- ②85℃ 1分以上の熱湯消毒もしくは、次亜塩素酸ナトリウム6%を水1ℓに対して約20mlを（めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ2杯弱）入れ、30～60分間浸す。
- ③消毒後、他の衣類と分けて最後に洗濯する。

加熱で消毒することができますが、ほかの細菌やウイルスに比べ熱に強いです。

85℃ 1分以上もしくは80℃で10分程度の加熱が必要です。主成分が次亜塩素酸ナトリウムの塩素系漂白剤が効果的です。エタノールや逆性石鹼などの消毒は無効です。なお、洗濯作業をする際には、マスク・手袋を装着することで感染予防することができます。

【慢性疾患について】

アレルギー疾患（食物アレルギー・気管支ぜん息など）、心臓疾患、けいれん性疾患などについては診断書が必要な場合があります。

食物アレルギーなどで除去食が必要な場合は主治医による診断書（「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」）が必要です。また定期的に（医師の診断に基づき半年～年1回）「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をご提出いただき今後のお子様の健康管理についてのご相談をさせていただきます。

22 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	白銀クリニック
嘱託医名	都祭 敦
所在地	千葉県佐倉市白銀3-3-2
電話番号	043-481-0007

23 嘱託歯科医

下記の歯科医に歯科健診をお願いしています。

医療機関の名称	亀井歯科医院
歯科医名	亀井 照彦
所在地	千葉県佐倉市白銀3-3-7
電話番号	043-484-7393

24 一時避難場所、広域避難場所

保育所近隣の一時避難場所、広域避難場所は次のとおりです。

一時避難場所	大廻り公園
広域避難場所	白銀小学校

25 緊急時における対応

保育・教育の提供中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、予め御了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

佐倉警察署	住所： 佐倉市表町3-17-1 電話： 043-484-0110
京成駅前交番	住所： 佐倉市栄町1001-5 電話： 043-485-8939
佐倉消防署	住所： 佐倉市大蛇町281 電話： 043-481-0119

<ネットワーク>

佐倉市役所	電話： 043-484-6245（子育て支援課）
-------	--------------------------

26 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。別途定める危機管理マニュアルにより対応いたします。また安全計画については施設に備え付けてありますのでいつでも閲覧ができます。

災害時 備蓄品(一例)

備蓄食品	用意している物資
飲料水 パン カンパン	防災頭巾 非常用ライト 震災笛 カセットコンロ カセットガス ヘルメット 保護者緊急連絡先
※災害緊急時には調理室食種を確認し早期対応できる食事を検討します。	

<警戒宣言が発令された場合>

①閉園時に警戒宣言が発令された場合

警戒宣言が解除されるまでは閉園となりますので、登園はしないでください。

②開園時に警戒宣言が発令された場合

できるだけ早くお迎えをお願いします。なお、電話回線の混雑が予想されますので、園からの電話連絡は致しません。

<防災と安全管理>

①「いざ」という場合のお迎えや避難方法についてご家族で話しておいてください。

②毎月避難訓練を実施し、年1回の大規模災害を想定した保護者参加の「引き渡し訓練」を実施しています。また、不審者対策訓練も定期的に行っています。

③安全管理は警備会社に委託し、玄関は常時施錠しています。

④散歩のときには職員が防犯ブザーを携帯しています。

⑤大津波災害も想定して避難場所を確認しています。

<大地震・大災害が発生した場合>

①地震・災害発生時

お子様を園内の安全な場所に避難させます。また、負傷したお子様については応急処置を行い、けがの状況によっては医療機関にお運びします。

②地震・災害発生後

乳幼児を連れての一斉避難はかえって危険であるため、できるだけ園内に留まります。ただし、園内に留まることが危険と判断した場合には指定した一時避難場所・広域避難場所または避難所へ避難します。

1. 避難する際には園の出入りに避難場所を掲示します。

2. お子様の引渡しは名簿確認の上行いますので、お迎えにいらした際は無断で連れて帰らないでください。引渡しの際混乱を避けるため、身分証明書の掲示をお願いすることがあります。

<災害用伝言ダイヤルの活用>

お子様の引渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用します。ご自宅及び保育園の電話番号でメッセージのご確認をお願いします。

- ①保育園から避難所に避難したときは、保育園の電話番号にメッセージを残します。
- ②お子様が医療機関へ搬送されたときは、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

【災害用伝言ダイヤルの使用方法】

※伝言の再生方法※

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。
2	被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。
043-309-7526	電話番号（043-309-7526）の伝言を再生します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直しください。
1#	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは、数字の「8」の後#を、次の伝言に移るときは数字の「9」の後#を押してください。

～災害用伝言ダイヤル（伝言の例）～

（1）保育園へ残した伝言

こちらはにじいろ保育園佐倉です。お子様は△△（避難場所）へ避難致しましたのでお迎えは避難所の方をお願いします。

（2）自宅の電話番号へ残した伝言

こちらはにじいろ保育園佐倉です。××さんは□□（病院名）へ搬送されましたので病院へ直行してください。よろしくをお願いします。

※災害用伝言ダイヤルは携帯電話、公衆電話、一般電話からおかけください。

～安心伝言板の活用～

施設からの情報を情報発信システム「安心伝言板」でご登録頂いたメールアドレス宛へ発信します。

<大災害時対応フロー>



園児安全確保最優先（全職員 ※調理室・看護師含む）

園長は緊急時役割分担に基づいた職員への指示

大災害の場合は避難場所へ避難の場合あり

園長：情報収集 災害状況の確認
（電話不通・停電等の場合、ラジオ放送を常時間き最新情報
収集に努める。）
行政・本部との情報、連絡

保護者との連絡手段

- ・災害時伝言ダイヤル171の発信
 - ・安心伝言板
- 園児の状態・避難場所の吹込みおよび入力

交通マヒ・ライフライン不通で保護者のお迎えが大幅に遅れる事態が想定される場合

残留園児保護・残留園児の食事の検討
備蓄食品・食事提供準備（状況により園長は判断）
園の食材確認・調理室に指示
カセットコンロを用いた方法で提供できる食事を調理（状況により園長が判断）
例：おにぎり、味噌汁（アレルギーのお子様でも安心できるもの）

保護者への引き渡し

（保護者以外の方のお迎えの場合は十分な身分確認を園長が行う）

27 虐待等の防止のための措置

当園は、子どもの生命を最優先に考え、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の疑いのある場合通告することが義務付けられています。
児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条にある通告義務は、守秘義務より優先されます。

○児童虐待の防止に関する法律第5条：早期発見の義務

○児童福祉法第25条：要保護児童発見者の通告義務

虐待は、特別な家庭に起こるものではありません。どの家庭にも起こりうることです。いくつもの要因が絡み合っ、つらい養育状況である時、苦しい悩みを誰にも相談できず、虐待に発展してしまうことがあります。子どもの発達の問題、不安やストレスなど、子育てに不安や悩みはつきものです。お気軽にご相談ください。

28 賠償責任保険の加入状況

お子様のけが等には十分注意して保育しますが、万が一、けがや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ（株）の加入している総合補償制度により補償させていただきます。補償金額は下記の通りです。

【総合賠償責任保険】

<施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク>

対人賠償	1事故	5億円
対物賠償	1事故	5億円

<受託物リスク>

対物賠償	1事故	1千万円
------	-----	------

【傷害保険】

死亡・後遺障害	1百万円
入院日額	1,500円
通院日額	1,000円

29 業務の質の評価について

【運営委員会】

「にじいろ保育園」は、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供・構築することを目的としています。運営委員会は園長・本部・第三者委員・保護者の代表の方で構成します。園長及び本部が保育園の運営状況をご報告し、ご意見をいただきながらさらに良い保育園を目指します。

30 苦情相談窓口

保育園のことでお気づきのこと・改善して欲しいこと・お悩み等がありましたら、ご遠慮なく保育者にお伝えください。【すまいるBOX】というメールボックスも玄関ホールに設けていますので、どうぞご利用ください。

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。また、苦情責任者との話し合い以外にも、客観的な第三者の立場にある「第三者委員」が話し合いに立ち会い、必要な助言を致します。第三者委員の立ち会い・助言が必要な際には、苦情責任者にその旨を申していただくか、または第三者委員まで直接ご連絡ください。

相談・苦情受付担当者	主任 堀 有子
相談・苦情解決責任者	園長 平野 園子
第三者委員	民生委員

※ 利用者は直接、第三者委員に対してご意見することができます。

作成日 令和8年3月3日

改訂日 令和8年3月3日

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名： にじいろ保育園佐倉
所在地： 千葉県佐倉市白銀1-24-5
説明者職名： 園長 平野 園子

私は、書面に基づいてにじいろ保育園佐倉の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：